

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成29年度 11月度)

- 1 日 時 平成29年11月1日(水)  
開会：午後1時55分  
閉会：午後3時05分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 12名  
1番 中葉 隆 2番 道淵 登 3番 山下 壽明  
4番 円戸 敏男 5番 六田 敏夫 6番 上出 義美  
7番 両國 明美 8番 中嶋 知子 11番 山下 裕  
13番 大澤 昌弘 14番 扇谷 俊彦 15番 松村 博
- 4 欠席委員 3名  
9番 川上 悦男 10番 寶住 與一 12番 江添 良春
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第3号議題 氷見市農業委員会非農地証明基準の制定について
- 6 職務のため出席した事務局等職員  
4名  
局 長 野村 佳作 農林畜産課長 茶木 隆之  
主 査 清水 徹夫  
臨時職員 嵐 由佳里
- 7 総会の概要  
(事務局) ただいまから、平成29年度11月度定例総会を開催いたします。  
それでは、会長から挨拶がございます。  
  
(会長) 挨拶 (略)  
  
(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を両國農政振興委員長の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第3号議題 氷見市農業委員会非農地証明基準の策定についてです。

□議長(会長) なお、本日は川上代理人、實住委員と江添委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山下裕委員、大澤委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

それでは、一ページをご覧ください。

今回の申請件数は1件、一筆で、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

申請農地は、氷見市\*\*——番の畑、——m<sup>2</sup>です。

譲渡人 氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)から、譲受人 氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)へ所有権を移転するものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（委員） 常時農業従事で年間150日以上というのは、本人の日数か。家族合わせてか。

（事務局） 本人の従事日数である。

□議長（会長） 他に異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、3件につきまして、説明申し上げます。  
許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人が、氷見市\*\*——番——号（氏名\*\*）、譲渡人が氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、申請地は、氷見市\*\*——番、地目は登記、現況ともに畑で、面積は——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号2、地区は——です。

譲受人が、氷見市\*\*（氏名\*\*）、譲渡人が氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、申請地は、氷見市\*\*——番、地目は登記が田、現況は休耕田で、面積は——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号3、地区は——です。

譲受人が、氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、譲渡人は氷見市\*\*番地（氏名\*\*）、申請地は氷見市\*\*——番、地目は登記、現況ともに畑、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

今回の案件3件については、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、農地転用は「原則として許可しない」こととなっているため、農用地区域内から農用地区域外へ除外手続き中であります。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行いました\*\*委員長と推進委員、事務局員による現地調査について、\*\*委員長から報告を受けたいと思います。

（\*\*委員長） 先般\*\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件3件につきまして、隣接地との境界が確定していること、転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

3件のうち、隣接農地のある番号3については、隣接農地耕作者からの同意書が添付、提出されています。

また、3件ともに氷見市土地改良区からの同意書が、番号1と番号3には西条畑地かんがい土地改良区からの同意書が添付されています。

以上、今回の案件は3件ともに問題がなく、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（委員） 農振除外はどのような流れで決定されるのか。申請されたらどこに回り、どんな会議で決定されるのか。

（事務局） 県知事の同意が必要になる。窓口は市の農林畜産課で、市長宛に除外申請書が上がってくる。市の関係課と協議し、県へ申請書をだす。県では農政担当関係課で協議し、問題がなければその旨の回答をもらった上で知事の同意を得る手続になる。

（委員） 農振除外の受付は年に何回あるのか。

（事務局） 年4回である。

□議長（会長） 他に異議・質問がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 氷見市農業委員会非農地証明基準の制定について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 氷見市農業委員会非農地証明基準の制定について、説明申し上げます。

非農地証明は、農地法に基づき証明するものではなく、土地所有者からの申請により行政サービスとして証明するものです。本来、農地法に基づくならば農地を農地以外に利用するには農地転用手続が必要ですが、農地法が制定された昭和27年以前から相当年数にわたり、何らかの理由で農地が宅地など農地以外に使われていることが判明した場合や、いつかの時点で植林され農地への復元ができなくなっているなどの理由により申請されることがあります。

氷見市でのここ3年間の件数では、平成26年度\_\_件、平成27年度\_\_件、平成28年度\_\_件の申請があります。

今回、氷見市農業委員会の非農地証明交付基準（案）についてお諮りするものです。

基準案は県外の市の基準を参考に作成しました。

非農地証明があれば農地以外に地目を変更することができ、農地転用許可と同等のものであり、無断転用が疑われる案件など慎重な審査に努め、安易に認め、証明するものではないと考えます。そのための要件として第2条に(1)から(10)までの項目を定めました。他市の例では、農地でなくなっただけの期間について10年から20年としているなど、ばらつきがありますが、氷見市では20年を基本とすることで作成しました。

(1)は、住宅敷地として20年以上経過していること。

(2)は、進入路、道路敷として20年以上利用されていること。

(3)は、駐車場や資材置場として20年以上利用されていること。

(4)は、違反転用の処分や違反転用の指導を受けていないこと。

(5)は、農業振興地域の農用地区域内の土地でないこと。

(6)は、土地改良事業の対象となった農地でないこと。改良事業完了後8年を経過し、更に20年以上非農地として利用されている場合は対象とする。

(7)は、補助対象事業の農地でないこと。補助事業完了後10年を経過し、更に20年以上非農地として利用されている場合は対象とする。

(8)は、集団性のある優良農地内でないこと。

(9)は、自然災害による被災農地で、農地としての原状回復が困難と認められること。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 氷見市農業委員会非農地証明基準の制定について、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会11月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年11月1日

議 長

署名委員

署名委員